

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原 告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名
被 告 国

求釈明に対する回答書

令和6年2月14日

名古屋地方裁判所民事第10部合議ロB係 御中

被告指定代理人 浅海俊介()

山田祥太郎()

前田和樹()

佐藤良訓()

向山曉()

山口萌乃香()

稻垣寛之()

長尾武明()

長尾正樹()

中谷文音()

河本岳大()
小林寛()
久保田貴雄()
安藤宏弥()
工藤陽子()
長谷文哉()
上田裕一()
吉岡聖剛()
永美辰也()
佐々木俊彦()

被告は、本回答書において、第10回口頭弁論期日（令和5年11月29日）における裁判所の被告に対する求釈明（第10回口頭弁論調書2ページ・1(1)）について、以下のとおり回答する。

また、略語については、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例によることとし、略語等を整理した略語一覧表を本回答書末尾に添付する。

第1 求釈明アについて

1 求釈明の概要

被告の令和5年10月13日付け第9準備書面（以下「被告第9準備書面」という。）の7ページの最後の段落（注：「そして、ウィシュマ氏に対する府内内科等医の医療上の対応が不合理であるとはいえないのであれば、府内内科等医の意見等を踏まえてウィシュマ氏の病状に鑑みた「適当な措置」（処遇規則30条1項）を施すように名古屋入管の職員に指示する立場にあった名古屋入管局長の対応も不合理であるとはいはず、名古屋入管局長が、職務上の注意義務を尽くすことなく漫然と対応したと評価することはできない。」）について
ア 府内医師の医療上の対応が不合理である場合は、名古屋入管局長の注意義務違反が認められるということでよいか。

イ 府内医師の医療上の対応が不合理である場合でも、名古屋入管局長の注意義務違反が認められない場合があるとしたら、それはどのような場合か。

2 被告の回答

(1) 裁判所の求釈明のうち、「府内医師」を、被告第9準備書面に即して府内内科等医と解した上で、回答する（以下同じ。）。

(2) そもそも本件では、府内内科等医の医療上の対応に不合理な点はないのであって、裁判所の求釈明は、飽くまで仮定的な質問であると理解している。

このような仮定的な質問に対して、あえて回答するとすれば、本件で問題になっているのは、府内内科等医の医療上の対応を踏まえた名古屋入管局長

によるいかなる処遇上の措置を講じるか等の判断が国賠法1条1項の適用上違法と評価されるかどうかであるから、仮に庁内内科等医の医療上の対応が不合理であったとしても、直ちに名古屋入管局長において、職務上全くすべき注意義務を尽くさなかったものとして、国賠法上の違法が認められるものではない。

5

すなわち、処遇規則30条1項は、「所長等（引用者注：入國者収容所長及び地方出入国在留管理局長）は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適當な措置を講じなければならない」と規定しているところ、同項の文言から明らかなどおり、被収容者の生命及び10 健康を維持するための責務を負うのは、（収容施設の医師ではなく、）収容施設の長である。もっとも、被告第1準備書面第4の4(2)ア（49ないし51ページ）で述べたとおり、医学的知見が十分に備わっているものではない収容施設の長が、個々の被収容者の症状等に対し、いかなる処遇上の措置15 を講じるか等を判断するに当たっては、医学に精通し、当該被収容者の性質及び病状等を十分に把握している収容施設の医師等の医学的知見に基づく意見を踏まえた収容施設の長の合理的な裁量判断に委ねられているものと解するものが相当である。

15

20

25

そして、収容施設に勤務する医師の医療上の対応（当該対応に関する医師の判断）が、事後的に「不合理である」と評価されたとしても、①当該医師の医療上の対応（当該対応に関する医師の判断）について収容施設の長に伝達（上申）され、その伝達内容に従って収容施設の長が処遇上の措置を講じたような場合について、医学的知見が十分に備わっているものではない収容施設の長において、当時、当該医師の医療上の対応（当該対応に関する医師の判断）に従うことがもつともであるといえるような場合には、収容施設の長の講じた処遇上の措置が不合理であるとはいはず、収容施設の長の注意義務違反が認められるものではない。また、②当該医師が、収容施設の長に対

し、医療上の対応（当該対応に関する医師の判断）の必要性や、その前提となつた医学的知見を伝達（上申）していなかつたような場合や、③当該医師が看守勤務者に対して必要な指示をすべきであったのに、これを怠つたような場合には、収容施設の長は、「適当な措置」を講じさせる上での基礎となる情報を得てないことになる。したがつて、このような場合においても、
5 収容施設の医師の医療上の対応（当該対応に関する医師の判断）が事後的に「不合理である」と評価されたとしても、収容施設の長の注意義務違反が認められるものではない。

(3) 本件事案に即していえば、例えば、①府内内科等医の医療上の対応が不合理であったとして、かつ、当該対応（当該対応に関する府内内科等医の判断）が名古屋入管局長に伝達（上申）されていたとして、医学的知見が十分に備わつているものではない名古屋入管局長において、府内内科等医の同判断が明らかに不合理であるとは認識できないような場合（府内内科等医の同判断がもっともらしいと考えた場合）であつて、名古屋入管局長が府内内科等医の同判断を尊重し、同判断に沿つた処遇上の措置を講じたときには、当該処遇上の措置を講じたことについて名古屋入管局長の注意義務違反が認められるものではない。また、②府内内科等医の医療上の対応が不合理であったとして、当該対応（当該対応に関する府内内科等医の判断）が名古屋入管局長に伝達（上申）されていなかつた場合や、③府内内科等医が看守勤務者に必要な指示をすべきであったのに、これを怠つたような場合にも、名古屋入管局長の注意義務違反は認められない。
10
15
20

もつとも、本件では、府内内科等医から名古屋入管局長に対して必要な情報は伝達されていたし、看守勤務者に対して必要な指示も行われていたことから、②及び③の場合は生じないことを、改めて付言する。

25 第2 求釈明イについて

1 求釈明の概要

原告は、庁内医師も国賠法1条1項の「公務員」に当たる旨主張しているところ、被告は、入管局長の医療上の対応、判断が国賠法（1条1項）上違法と評価されるのは、入管局長が、庁内医師の意見等を踏まえ、適当な措置を施すように職員に指示しなかったことが不合理であるといえるか否かによって決せ
5 られる旨主張している（被告第7準備書面5ページ）。被告の上記主張によっても、名古屋入管局長の注意義務違反の有無と庁内医師の注意義務違反とは別の問題であり、名古屋入管局長の注意義務違反が認められない場合でも、庁内医師の注意義務違反が認められて国の責任が認められる場合もあると理解してよ
いか。

10 2 被告の回答

(1) 収容施設に勤務する医師は、医療の専門家として、被収容者の病状、容態の推移を的確に診断して適切な治療をすることはもちろん、収容施設の職員に対して、被収容者に対する観察、措置等について適切に指示し、また、治療上必要のあるときは、適切な措置を講じるように収容施設の長に上申するなどし、もって被収容者の生命、身体の保持に努める注意義務を負っていると解される。
15

他方、収容施設の長は、処遇規則30条1項に基づいて、被収容者の生命及び健康を維持するための責務に加え、被収容者の逃走、奪取等（以下「保安上の事故」という。）を防止する責務なども負っていることからすると（処遇規則3条参照）、収容施設の長が、いかなる処遇上の措置を講じるか等の合理的な裁量判断をする基礎となる考慮要素として、当該被収容者について保安上の事故が生じるおそれの有無なども含まれることになる。

また、前記第1の2(2)のとおり、収容施設の医師において、収容施設の長に対し、伝達（上申）すべきことをていなかつたような場合、すなわち、
25 収容施設の長の注意義務違反の前提となる同人の認識（同人が有している情報量）と、収容施設の医師の医学的知見に係る認識（同人が有している情報

量)に齟齬が生じる場合もある。

このように、収容施設の長の注意義務違反の有無と、収容施設の医師の注意義務違反とは別個のものである。

(2) 本件事案に即していえば、前記第1の2(3)で挙げた①～③のような場合には、名古屋入管局長の注意義務違反が認められない場合でも、庁内内科等医（診療業務委託契約に基づく非常勤医師）に独自の注意義務違反が認められ得ることになる。

このように、名古屋入管局長の注意義務違反の有無と、庁内内科等医の注意義務違反とは別の問題であるから、名古屋入管局長の注意義務違反が認められない場合でも、庁内内科等医に独自の注意義務違反が認められ、被告国10の責任が認められる場合もあり得る。

もっとも、本件では、庁内内科等医の医療上の対応に不合理な点はなく、
15 庁内内科等医の注意義務違反は認められず、庁内内科等医の医療上の対応を踏まえた名古屋入管局長の注意義務違反も認められないことを改めて付言する。

以上

略語一覧

略語	全文	定義箇所
名古屋入管	名古屋出入国在留管理局	第1準備書面 4P
国賠法	国家賠償法	第1準備書面 4P
スリランカ	スリランカ民主社会主義共和国	第1準備書面 4P
ウイシュマ氏	ラトナヤケ・リヤナグ・ウイシュマ・サンダマリ	第1準備書面 4P
掖済会病院	名古屋市内所在の名古屋掖済会病院	第1準備書面 4P
調査報告書	令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書	第1準備書面 5P
入管法	出入国管理及び難民認定法	第1準備書面 5P
元交際相手	スリランカ国籍の男性	第1準備書面 6P
中京病院	名古屋市内所在の中京病院	第1準備書面 10P
庁内内科等医	名古屋入管の非常勤医（内科・呼吸器内科・アレルギー科医）	第1準備書面 10P
O S - 1	経口補水液であるO S - 1	第1準備書面 10P
仮放免関係決裁書	ウイシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の許否に係る決裁書	第1準備書面 11P
処遇規則	被収容者処遇規則	第1準備書面 16P
庁内整形外科医	名古屋入管の非常勤医（整形外科医）	第1準備書面 18P
東京入管	東京出入国在留管理局（現東京出入国在留管理局）	第1準備書面 21P
沼津警察署	静岡県沼津警察署	第1準備書面 23P
1回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年1月4日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 23P
2回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年2月22日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 24P
庁内医師	医師2名	第1準備書面 28P
庁内診療	名古屋入管内の診療	第1準備書面 29P
庁外診療	外部医療機関での診療	第1準備書面 29P
収容継続の違法行為	違法な収容を継続したことによってウイシュマ氏の健康を害し、死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
医療不提供の違法行為	健康を害したウイシュマ氏に対し必要な医療を提供せずに死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
容疑者	入管法24条各号の一に該当すると思料する外国人	第1準備書面 33P
入国者収容所長等	入国者収容所長又は主任審査官	第1準備書面 40P

略語	全文	定義箇所
DV措置要領	D V事案に係る措置要領	第1準備書面 41P
東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年6月23日判決	第1準備書面 61P
本件ビデオ映像	ウイシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約295時間分を撮影した映像が記録されているD V D合計39枚	第1準備書面 64P
民訴法	民事訴訟法	令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書 13P
求釈明申立書	原告らの2022年(令和4年)7月19日付け求釈明申立書	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P
被告第1準備書面	被告の令和4年7月13日付け第1準備書面	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P
本件尿検査	ウイシュマ氏に係る尿検査	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 4P
各文書等	名古屋地方検察庁から提供を受けた以下の文書等(文書の作成者、所属大学名等についてマスキング(白色)がされたもの)	令和4年11月18日付け上申書 3P
司法解剖の鑑定書	令和3年4月16日付け司法解剖医作成の鑑定書(抄本)	令和4年11月18日付け上申書 3P
病理鑑定書	令和4年2月28日付け大学医師作成の鑑定書(抄本)	令和4年11月18日付け上申書 3P
原告ら第1準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第1準備書面 認否、相互主義」	第2準備書面 5P
原告ら第2準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第2準備書面 収容の違法」	第2準備書面 5P
原告ら第3準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第3準備書面 医療不提供の違法」	第2準備書面 5P
自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約	第2準備書面 13P
自由権規約委員会	自由権規約第28条に基づき設置される委員会	第2準備書面 14P
移住グローバル・コンパクト	「安全である秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」	第2準備書面 17P
別件訴訟	別件国家賠償請求訴訟(水戸地方裁判所平成29年(ワ)第552号)	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 6P
2回目尿検査	令和3年2月15日に行われたウイシュマ氏の2回目の尿検査	第4準備書面 6P
1回目尿検査	令和3年1月26日に行われたウイシュマ氏の1回目の尿検査	第4準備書面 7P
経腸栄養剤	経腸栄養剤であるイノラス配合経腸用液	第4準備書面 14P
今川意見書	今川篤子医師が作成した意見書(甲第46号証)	第4準備書面 16P
原告ら第4準備書面	原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第4準備書面(損害論)」	第5準備書面 3P
原告ら第5準備書面	原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第5準備書面 収容の違法」	第5準備書面 3P
原告ら第7準備書面	原告らの2023年(令和5年)5月1日付け「原告ら第7準備書面 医療不提供の違法」	第6準備書面 7P

略語	全文	定義箇所
被告第4準備書面	令和5年2月14日付け被告第4準備書面	第7準備書面 5P
原告ら第8準備書面	原告らの2023年(令和5年)7月5日付け「原告ら第8準備書面 収容の違法性について(補充)」	第8準備書面 5P
被告第2準備書面	被告の令和4年12月5日付け第2準備書面	第8準備書面 6P
被告第5準備書面	被告の令和5年4月28日付け第5準備書面	第8準備書面 7P
被告第7準備書面	被告の令和5年8月10日付け第7準備書面	第8準備書面 10P
入管庁	出入国在留管理庁	第8準備書面 10P
拷問等禁止条約	拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	第8準備書面 15P
野村教授意見書	久留米大学医学部内科学講座内分泌代謝内科部門野村政壽主任教授の意見書	第9準備書面 7P
掖済会病院精神科医	(掖済会病院)精神科医師	第9準備書面 24P
ケエチアピン	ケエチアピン錠100ミリグラム「サンド」	第9準備書面 34P
ニトラゼパム	ニトラゼパム錠5ミリグラム「トーワ」	第9準備書面 34P
現に認識していた事実及び認識し得た事実	当該職務行為時点において当該公務員が現に認識していた事実及び同種の地位にある一般的な公務員として通常要求される職務を遂行すればその当時に認識し得た事実	第9準備書面 39P
一般的な入管職員	入管収容施設において被収容者の処遇等に従事する医学的な専門知識のない一般的な職員	第9準備書面 42P
原告ら第10準備書面	原告らの2023年(令和5年)9月22日付け「原告ら第10準備書面 医療不提供の違法」	令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書 3P
約290時間分の映像	乙第36号証の映像(約5時間分の映像)以外の約290時間分の映像	令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書 6P
被告第9準備書面	被告の令和5年10月13日付け第9準備書面	令和6年2月14日付け求釈明に対する回答書 3P
保安上の事故	被収容者の逃走、奪取等	令和6年2月14日付け求釈明に対する回答書 6P